入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年６月10日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構本部

総務部長　江口　孝司

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　4

⑵　購入等件名及び数量　次の購入物品であって、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」に収載されているもの。

A　医薬品共同入札Ⅰ

①　北海道（１道）（以下「北海道エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品1,157品目

②　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県（７県）（以下「東北エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品1,268品目

③　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（１都６県）（以下「関東エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品1,509品目

④　山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（２府13県）（以下「東海北陸近畿エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品2,554品目

⑤　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県（９県）（以下「中国四国エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品2,221品目

⑥　福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（８県）（以下「九州エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品2,247品目

品目及び購入予定数量は、入札説明書による。

B　医薬品共同入札Ⅱ

①　北海道（１道）（以下「北海道エリア２」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品６品目

②　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県（６県）（以下「東北エリア２」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品８品目

③　茨城県（１県）（以下「茨城エリア」という。）に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品６品目

④　栃木県、群馬県、埼玉県（３県）（以下「関東エリア２」という。）に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品６品目

⑤　千葉県、神奈川県（２県）（以下「千葉神奈川エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品13品目

⑥　東京都（１都）（以下「東京エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品９品目

⑦　新潟エリア（１県）「以下「新潟エリア」という。」）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品１品目

⑧　山梨県、長野県（２県）（以下「山梨長野エリア」という。）に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品７品目

⑨　富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県（12県）（以下「東海北陸近畿エリア２」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品44品目

⑩　大阪府（１府）（以下「大阪エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品６品目

⑪　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（５県）（以下「中国エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品８品目

⑫　徳島県、香川県、愛媛県、高知県（４県）（以下「四国エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品６品目

⑬　福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、（４県）（以下「九州エリア２」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品８品目

⑭　熊本県、宮崎県、鹿児島県（３県）（以下「九州エリア３」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品７品目

⑮　沖縄県（１県）（以下「沖縄エリア」という。）に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品２品目

⑶　納入期間　令和８年10月１日から令和９年３月31日迄。

⑷　納入場所　独立行政法人国立病院機構北海道がんセンターほか　174病院

⑸　入札方法

①　１⑵で示す医薬品を入札エリアごとにそれぞれ入札に付する。

②　入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で医薬品ごとにそれぞれの医薬品目の単価を記載すること。

③　入札単価については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の本体価格（消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約金額に110分の100を乗じて得た金額をいう。なお、税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、当該改正税法施行日以降における上記本体価格は変動後の消費税等の税率により計算した額とする。）を記載すること。

④　落札者の決定については、②の単価に当該金額の消費税等額（消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき100分の10を乗じて得た金額をいう。なお、税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等額は変動後の税率により計算した額とする。）に相当する額を加算した金額に当機構が提示する品目ごとの予定数量を乗じて算出した額の医薬品群ごとの総価（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の本体価格を記載すること。

⑹　その他

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第22条の規定に基づき単価契約とする。

2　競争参加資格

⑴　契約細則第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑶　医薬品共同入札Ⅰについては、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付され、北海道エリアにおいては、北海道地域の競争参加資格を有する者、東北エリアにおいては、東北地域及び関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、関東エリアにおいては、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、東海北陸近畿エリアにおいては、関東・甲信越地